鉄道抵当法 (明治三十八年法律第五十三号) (附則第十一条関係)

(略)	令ノ定ムルモノヲ含ム以下同ジ)ヲ以テ供託スヘシ五号)第百二十九条第一項ニ規定スル振替社債等ニシテ国土交通省	又八有価証券 (社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十	申込ト共二保証トシテ最低競売価額百分ノ五ニ相当スル金額ヲ現金	第五十一条(鉄道事業ヲ営ム者ニ非スシテ競売ニ加入スル者ハ競買ノ	改正案
(略)		又八有価証券ヲ以テ供託スヘシ	申込ト共二保証トシテ最低競売価額百分ノ五二相当スル金額ヲ現金	第五十一条(鉄道事業ヲ営ム者ニ非スシテ競売ニ加入スル者ハ競買ノ	現